

「テロ等組織犯罪準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案の参議院での慎重審議を求める意見書

わが国は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えており、テロ対策は最重要課題である。テロの防止には、国際社会と連携し協力関係を構築する必要がある、既に187の国と地域が締結している「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」を締結することは重要である。

そのため、国内法の整備の一環として「テロ等組織犯罪準備罪」の新設が必要とのことだが、現行法においてもテロ行為等の準備行為を処罰する規定が存在しており、その必要性や合理性が明らかにされていない。

また、政府は、犯罪を未然に防ぐとし、テロリズム集団や暴力団などが重大な犯罪を計画し、準備に着手した時点で処罰できる法整備と条約締結によりテロ対策を強化できるとしているが、集団や準備行為の線引きが曖昧で、恣意的な捜査で冤罪が起りかねないと指摘されている。

各種世論調査でも慎重な審議を望む声が多く、刑事法体系の基本原則に矛盾し、基本的人権の保障と深刻な対立を引き起こす恐れも懸念されることから、結論を急ぐことなく国民への説明責任を果たしながら、本法案の慎重審議を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月9日

参議院議長	伊	達	忠	一	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
法務大臣	金	田	勝	年	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿

神奈川県足柄上郡中井町議会